

2022年10月11日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

SMB C日興証券株式会社に対する措置について

本所は、正会員であるSMB C日興証券株式会社に対し、定款第55条の規定に基づき、下記のとおり措置を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 内容

同社の「ブロックオファー」取引に関連する新規の勧誘・受託・取引に関する業務（金融庁が個別に認めた業務を除く）に係る本所における有価証券の売買を2022年10月7日から2023年1月6日まで停止する。

2. 理由

同社は、金融庁から、金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、以下の業務停止を命ぜられたため。

- ・ 「ブロックオファー」取引に関連する新規の勧誘・受託・取引に関する業務（当局が個別に認めた業務を除く）を2022年10月7日から2023年1月6日まで停止すること。

以上